

主 文

被告人を懲役14年に処する。

未決勾留日数中320日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実の要旨)

被告人は、

第1 W及び氏名不詳者らと共謀の上、金品を強奪しようと考え、令和6年9月30日午前3時52分頃から同日午前4時48分頃までの間に、東京都国分寺市(住所省略)所在のA方に、1階北側の勝手口の施錠を外して侵入し、A(当時61歳)に対し、「金はどこにある。」「言わないと殺す。」などと言って脅迫するとともに、その口を粘着テープで塞ぎ、その両手に粘着テープを巻き付けて後ろ手に縛り、その背中を平手でたたくななどの暴行を加え、その反抗を抑圧した上、A所有又は管理の現金約865万5318円及びクレジットカード1枚在中の財布1個等26点(時価合計約41万1500円相当)を強取し、その際、前記暴行により、Aに対し全治まで約3か月間を要する左上腕骨骨幹部骨折並びに全治まで約4週間を要する背部打撲傷等の傷害を負わせた。

第2 W、X、Y、Z及び氏名不詳者らと共謀の上、金品を強奪しようと考え、同年10月1日午前2時7分頃、埼玉県所沢市(住所省略)所在のBら方に、勝手口の施錠を外して侵入し、B(当時85歳)及びC(当時83歳)に対し、Bの左前腕を包丁で切り付け、B及びCの両手首等をガムテープで縛り、Bの右肩等を殴るなどの暴行を加え、その反抗を抑圧した上、Bら所有又は管理の現金約16万円、クレジットカード2枚等6点在中の財布1個及び通帳2冊(時価合計約1550円相当)を強取し、その際、前記暴行により、Bに対し全治まで約2週間を要する右肩挫創、左前腕切創等の傷害を負わせた。

第3 氏名不詳者らと共謀の上、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って金品をだまし取ろうと考え、同月1日、氏名

不詳者らが、複数回にわたり、埼玉県三郷市（住所省略）所在のD方に電話をかけ、D（当時70歳）に対し、電話の相手がDの息子等であり、同息子が現金及びキャッシュカードを至急必要としているので、同人のために代わりに行く同人の上司の息子に現金及びキャッシュカードを渡してほしい旨を言い、さらに、同日午後4時36分頃、被告人が、同市ab丁目c番地所在の店舗駐車場において、Dに対し、前記上司の息子になりすまし、Dを、電話の相手がDの息子等であり、同息子が現金及びキャッシュカードを至急必要としており、前記上司の息子がDの息子のために現金及びキャッシュカードを預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、Dから現金150万円及び同人ほか1名名義のキャッシュカード3枚の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第4 氏名不詳者らと共謀の上、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、同月2日から同月4日までの間、氏名不詳者が、複数回にわたり、札幌市（住所省略）所在のE方の固定電話及びEの携帯電話機に電話をかけ、E（当時74歳）に対し、電話の相手がEの息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに行く者に現金を渡してもらいたい旨を言い、さらに、同月3日から同月4日までの間、3回にわたり、被告人が、同市d区ef条g丁目h番i号j店南側駐車場ほか2か所において、Eに対し、Eの息子の代わりに行く者になりすまして応対し、Eを、電話の相手がEの息子であり、同人が現金を至急必要としており、被告人が、Eの息子のために現金を預かるものと誤信させ、よって、いずれもその頃、各所において、Eから現金合計300万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第5 氏名不詳者らと共謀の上、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、同月7日、氏名不詳者が、複数回にわたり、新潟市（住所省略）所在のF方に電話をかけるなどし、F（当時74歳）に対し、電話の相手がFの息子であり、同人が現金を至急

必要としているので、同人のため代わりに行く弁護士の息子のイノウエに現金を渡してもらいたい旨を言い、さらに、被告人が、同日、新潟市（住所省略）所在のG方敷地内において、Fに対し、前記イノウエになりすまし、Fを、電話の相手がFの息子であり、同人が現金を至急必要としており、被告人がFの息子のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、Fから現金200万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

（量刑の理由）

本件は、被告人が、共犯者らと共謀の上、同じ指示役らの指示に従い、実行役として、2軒の民家への侵入強盗に及び家人2名に傷害を負わせるとともに、受け子として3件の特殊詐欺を行ったという事案である。

まず、2件の住居侵入、強盗致傷の犯行については、SNSでの高額バイトや副業の募集を通じて集められた、面識のない被告人ら複数の実行役が、複数の指示役らの指示に従い、犯行道具を準備し、深夜、指示された2軒の民家に侵入し、高齢の被害者3名に対し、判示の手荒な暴行を加えるなどして金品を強奪している。各犯行は複数の指示役、実行役、実行役の手配役及び現金回収役等の役割を分担し、秘匿性の高いアプリケーション(シグナル)で連絡を取り合うなどして組織的に行われた計画的で匿名性の高い犯行である。特に国分寺事件に係る財産的被害額は約900万円と高額である上、被害者は骨折を伴う全治約3か月の重傷を負っている。両事件の被害者らは就寝中自宅で突然被害に遭い、殺されるかもしれないとの恐怖心を抱くなどその精神的苦痛は大きい。このような各犯行に、被告人は、報酬目当てに加担し、国分寺事件では事前に犯行道具を購入し、被害者の両手を粘着テープで縛ったり、その背中をたたいたりなどし、所沢事件では、暴行はしていないが物色行為を行うなど、強盗目的達成のための重要な役割を果たしている。被告人は、当初は荷物を運ぶ仕事と聞いており、指示役らに脅されたため各犯行に加担した旨供述するが、そもそも被告人が素性の分からぬ指示役に安易に個人情報を送り、前記の仕事を安易に信じたこと、警察や家族に相談するなどしなかったことや、国分

寺事件で強盗に及んだにもかかわらず、追加の報酬欲しさ等からさらに所沢事件に加担していることなどに照らすと、被告人が供述する点を大きく酌むことはできない。加えて、被告人は、その後も、国分寺事件等で示談をするからと同指示役らに言われ、逮捕を免れることを期待し、その指示に従い、計画的かつ役割を分担した特殊詐欺3件の犯行に安易に及んだもので、受け子という犯行目的達成のための重要な役割を果たしている。被害現金の合計は650万円と高額である。以上によれば、被告人が5件の犯行についていずれも指示役らの指示に従って行動し、報酬としては国分寺事件で10万円しか受け取っていないことを踏まえても、被告人の刑事責任は相当に重いというべきである。

以上に加えて、被告人が各犯行を認め、各被害者宛て謝罪文を作成するなどし、反省の弁を述べてはいるが、自己の問題点に向き合い、内省を深める必要があること、国分寺事件では被害金のうち121万円が被害者に返還され、その他の被害金品の一部が発見されていること、所沢事件では被害金品の全てが発見されていること、札幌事件では被告人が一部(30万円)被害弁償し、新潟事件では被害金全額が還付されていること、出廷した父親及び雇用主がそれぞれ監督や雇用等を約束していること、前科前歴がないことなどの事情を併せ考慮し、検察官及び弁護人が引用する量刑検索システムの検索条件で検索した同種事案の量刑も参照の上、主文の刑を量定した。

(求刑 懲役17年、弁護人の科刑意見 懲役10年)

令和8年2月9日

さいたま地方裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 室 橋 雅 仁

裁判官 中 川 卓 久

裁判官 植 村 そ ら の